

宅地分譲募集案内書

城 山 団 地 随時募集



北杜市

北杜市役所建設部土地政策課
小淵沢総合支所産業振興課

城山団地

緑風おこし夢づくり

・・・ほくと

概要

所在地	山梨県北杜市小淵沢町下笹尾地内	
用途地域	無指定	
保育園	市立東保育園	1.3 km
小学校	市立小淵沢小学校	2.2 km
中学校	市立小淵沢中学校	3.1 km
交通	小淵沢駅まで車で	6分
	城山団地バス停下車徒歩	1分
	根造バス停下車徒歩	13分
	小淵沢ICまで車で	7分
上下水道	北杜市簡易水道	
	北杜市公共下水道	
ガス	L P G 個人	
その他	小淵沢総合支所まで車で	6分
	市立甲陽病院まで車で	15分



城山団地宅地分譲要項

1. 目 的

北杜市では、豊かな自然景観と美しい自然環境を維持、形成し、人と自然の調和を考えた宅地を分譲することで、明るく活力あるまちづくりの形成を目指しています。

2. 所 在 地

北杜市小淵沢町下笹尾地内

3. 区 画 数

別紙のとおり

4. 申込者の資格

申込者は、次の資格をすべて備えている方に限ります。

- (1) 申込者ご自身がお住まいになる住宅を建設するため、宅地を必要とする方。
- (2) 満20歳以上の方で、支払い能力がある方。
- (3) 宅地を譲り受けてから、5年以内に住宅の建築を完了できる方。
- (4) 譲渡代金及び諸経費を北杜市（以下「市」という。）の指定する期日までに納入できる方。

5. 譲渡の条件

- (1) 住居の用途以外に使用しないこと。
- (2) 第三者に転売しないこと
- (3) 契約締結後、5年間、次のような事項に該当するときは、催告しないで契約を解除し、宅地の買い戻しを行い、違約金を徴収します。
 - ア 宅地譲渡契約書に違反したとき。
 - イ 資格を偽るなど、不正な行為により宅地を譲り受けたとき。
- (4) 宅地の引渡しの日から5年経過した後、住宅の建設を完了されていない場合は、宅地を買い戻し、違約金を徴収します。
- (5) 上記の条件について買戻特約の登記を承諾すること。

6. 申込み受付

(1) 受付期間

随時募集（ただし、土、日を除く）

受付期間は、午前9時から午後5時まで。

(2) 受付場所

・北杜市役所建設部土地政策課

山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

TEL：0551-42-1361（直通）

・小淵沢総合支所産業振興課

山梨県北杜市小淵沢町835

TEL：0551-42-1493（直通）

(3) 申込みに必要な書類等

ア 宅地分譲購入申込書 1通

イ 住民票謄本（居住しようとする方） 1通

7. お申込みの際の注意事項

(1) お申込みは、区画ごとに受付しますので、十分検討のうえ、申込書に区画番号を記入して提出してください。

(2) 郵送及び電話による申込みは、一切受付いたしません。必ず本人または家族の方が持参して下さい。

(3) 申込みを受理した書類は、一切返却いたしません。

(4) 申込みの資格がない場合、虚偽の申込み等不正を行った場合の申込みは、無効とさせていただきますので、正確に記入して下さい。

(5) お申込みの際は、区画の状況、周辺的环境、交通等十分お確かめください。これらの苦情は、市では基本的に受け付けいたしません。

(6) 住宅取得の必要性が少ない方が申し込まれ辞退されますと、他に申込者の方々にたいへん迷惑が掛かりますので、十分ご検討のうえお申込み下さい。

8. お申し込みにあたって特にご了解願いたいこと

(1) 団地内には、電気、電話等の供給のため、電柱、支柱、支線等が設置してありますが、既存の電柱、支柱、支線等の移転、撤去はできません。

(2) みなさまが、永住の地として住みやすいまちづくりをするためには、地域社会との密接な関係が必要になりますので、住宅建築後は、地域住民として活動していただきますのでご了解ください。

9 . 選考方法

(1) 申込み順に受付をし、本要項を基準に申込書類を審査し選考します。

10 . 契約

選考後、市は譲受決定者と宅地分譲契約を締結し、市の指定期日までに、手付金として土地譲渡代金の20%相当額を納入していただきます。

- (1) 宅地分譲売買契約書
- (2) 印鑑登録証明書 (本人と連帯保証人各 1 通)
- (3) 収入印紙

11 . 譲渡代金の納入

- (1) 譲渡代金については、別紙譲渡価格表をご覧ください。
- (2) 譲渡代金は、北杜市の発行する納付書によって納入していただきます。
- (3) 契約時に納入日を決定しますので、市指定金融機関に納入していただきます。この場合、手付け金については譲渡代金の一部といたします。ただし、期日までに納入されない場合は、契約を解除いたします。譲渡代金が全額納入され次第、宅地の引き渡し、所有権移転登記を行います。

- (4) 納入先
振込銀行 山梨中央銀行 須玉支店
受取人 北杜市役所収入役

12 . 諸経費

契約及び所有権移転登記に要する費用は、すべて譲受者の負担となります。
(契約時の収入印紙、所有権移転登記時の登録免許税、住民票等)

譲渡契約時に必要な書類

- 1 . 宅地分譲売買契約書 . . . 2 通
- 2 . 印鑑登録証明書 本人と連帯保証人各 1 通
- 3 . 印鑑 本人
- 4 . 収入印紙 契約金額 5 百万円 ~ 1 千万円以下 . 1 万円

所有権移転等登記時に必要な書類

- 1 . 登記承諾書 市指定のもの 2 通
- 2 . 印鑑登録証明書 譲受者 1 通
- 3 . 住民票抄本 譲受者 1 通
- 4 . 登録免許税 収入印紙 (面積により額が異なります。)

譲渡代金全額納入後、所有権移転登記事務は市が代行して行います。